

お問い合わせ先

活動組織、広域活動組織向け

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 多面的機能支払係 011-231-4111（内線27-876）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3565）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3563）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161（内線2567）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4779）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83334）	沖縄県

高めよう 地域協働の力！ 多面的機能支払交付金



令和6年度 改正のポイント



令和6年4月

加算措置の一部が廃止されます

「農村協働力の深化に向けた活動への支援」及び 「組織の広域化・体制強化への支援」を廃止

加算措置 農村協働力の深化に向けた活動への支援

農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年度行われる場合、資源向上支払（共同）の単価に加算します。

加算措置 活動の広域化・体制強化への支援

広域活動組織の面積規模等に応じた交付額とともに、**最長5年間**（当該活動期間中）にわたって継続的に支援します。



令和6年4月より廃止

※令和5年度に上記の加算措置を受けている組織は、経過措置が適用される場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村までお問い合わせください。

様式はそのまま

昨年度と同様に、令和6年度も**様式の変更はありません**。

変更がないから昨年と同じように申請できるね



多面的機能支払メールマガジン 「農村ふるさと保全通信」の配信について

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

配信を希望される方は、以下のQRコードからご登録ください。



月1～2回程度配信しています。
ぜひ登録してください！



学習教材の活用について

農林水産省では、次世代を担う子どもたちへ、農業や農村の大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」に活用できる教材を制作しました。全国の教育現場やご家庭でぜひご活用ください。



▽学習教材の一部を紹介▽

【「草刈りは地球を救う」～SDGs達成につながる農村の共同活動～】



- 農村の共同活動とSDGsのつながりについて、マンガやクイズで楽しく学べます。
- 多面的機能支払の共同活動への参加を呼びかける際の説明資料としてもご利用いただけます。

市町村への提出資料の留意点

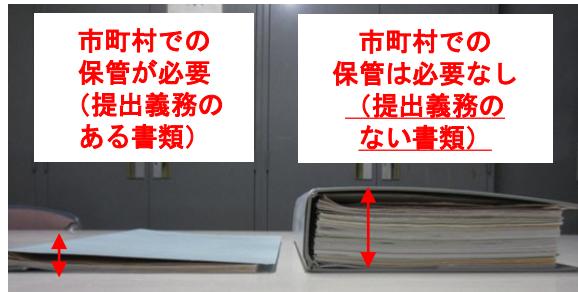
下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です（活動写真は活動組織の作成・保管も不要）。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書・通帳の写し	○	×
総会資料・議事録	○	×
活動写真	×	×

「○」…義務あり、「×」…義務ではない

市町村での
保管が必要
(提出義務
のある書類)

市町村での
保管は必要なし
(提出義務
のない書類)



書類の比較

また、令和4年度より予算書や決算書、金銭出納簿等、都道府県・市町村または活動組織が保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、**電磁的記録での保管**をすることもできます。

